

監査告示第 6 号

随時監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項および松川町監査基準第 14 条第 4 号の規定により、平成 27 年度補助金監査を執行したが、その結果は下記のとおりです。

記

1. 監査実施年月日 平成 28 年 2 月 18 日の 1 日
2. 監査執行者 松川町監査委員 佐々木光男  
松川町監査委員 米山 由子
3. 監査対象 長野県松川青年の家 松川プログラム事業
4. 監査実施の方法 監査委員が当該事業を選択し、監査を実施した。
5. 監査結果の概要 松川青年の家 松川プログラム事業  
指定管理者事業で行っている事業で、特別会計行っている事業である。個人参加費(事業保険料)、消耗品等の支出については特別会計内で処理することが望ましいと意見した

意見・指導事項の内容、詳細については監査事務局で保管しており、閲覧することができる。

平成 28 年 2 月 20 日

松川町監査委員 佐々木光男  
松川町監査委員 米山 由子